

宗教上（エホバの証人）の理由による
輸血拒否患者への対応方針

2025年8月 更新
いわき市医療センター

はじめに

- ・当センターは、宗教上の理由等により、輸血を拒否する患者〔エホバの証人（以下「エホバ」）〕に対して、その信念は、『人格権を構成する信教の自由』に基づく権利であることを理解し、尊重する。
- ・よって、本人およびその家族が希望する場合、『無輸血での治療を原則』とするが、輸血無しでは生命の維持が困難となった場合は輸血を行う、『相対的無輸血※』の方針とする。

※相対的無輸血：

患者及びその家族の意思を尊重し、可能な限り輸血療法を行わないよう努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合は、輸血を行う。

- ・エホバの証人の患者が提示する「免責証書」などの、『絶対的無輸血治療※』に同意する文書には署名しない。

※絶対的無輸血：

患者及びその家族の意思を尊重し、たとえいかなる事態に陥っても輸血をしない。

- ・宗教的に輸血を拒否する患者に対して輸血が必要な場合は、この対応方針およびフローチャートに沿って進める。
- ・なお、輸血の判断を行う場合において、時間外等で1名の医師しか在席しない場合は、患者の医療に関する判断能力の評価を、看護師を含めた複数名で行うことを基本とする。
- ・エホバは、教団に「医療機関連絡委員会」が存在し、信者と医療機関との橋渡しを行っている。転院先等について患者と同意の上で相談を行う事も可能である。

※相談先：

「エホバの証人医療機関連絡委員会 福島委員会(いわき市)」奉仕者へ連絡。

- ・フローチャートに沿い、患者本人もしくはその家族に対し、十分なインフォームド・コンセントを行い、別紙「宗教上（エホバの証人）の理由による輸血拒否される場合のいわき市医療センターの対応・方針についての説明書」に記載の「輸血同意書（相対的無輸血）」に患者本人もしくは家族の署名により、同意を得る。（同意書は、倫理委員会事務局で保管。）

- ・この考えは、当センターホームページに掲載すると同時に院内に掲示し広く公表する。

2025年（令和7年）8月
いわき市医療センター 倫理委員会
医療安全管理委員会
輸血療法委員会

輸血実施に関する基本方針

- ・当センターは、患者本人の意思を尊重することを基本とする。
- ・一方で、輸血なしでは救命できない事態に至った場合は、救命のために輸血を行う（相対的無輸血）。
- ・この方針に従えない場合は転院を促す。

また、患者本人の意思が明らかでなく是非の弁別の判断能力を欠き、輸血に関する意思が確認出来ない場合、輸血以外に生命を救う手段がないと医師が判断した場合は、輸血療法を行う事を基本とする。

・本方針は輸血治療が必要となる可能性がある患者について、「18歳以上」、「15歳以上18歳未満」、「15歳未満」の場合に分けて、医療に関する判断能力と親権者の態度に応じた対応を整理した。

・年齢区切りについては、18歳は、児童福祉法第4条の「児童」の定義、15歳は、民法第797条の代諾養子、民法第961条の遺言能力、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針による臓器提供意思を斟酌して定めた。

【関連法令】

児童福祉法第4条

この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

民法

（十五歳未満の者を養子とする縁組）

第七百九十七条 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。

2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

（遺言能力）

第九百六十一条 十五歳に達した者は、遺言をすることができる。

1) 当事者が18歳以上で医療に関する判断能力がある人の場合

（なお、医療に関する判断能力は主治医を含めた複数の医師あるいは看護師によって評価する。）

当事者の宗教上の信念を尊重し、輸血に代わりうる方法によって最大限の治療努力を行う。

しかし、輸血をしないと生命に関わると判断した場合は、十分なインフォームド・コンセントを行う。

- (1) 輸血に対して同意を得られた場合は、「輸血同意書（相対的無輸血）」を作成し、輸血以外に患者の生命を救う手段がないと判断したときには輸血を行う。
- (2) 輸血に対して同意が得られない場合は、早めに転院を勧告する。
- (3) 輸血に対して同意が得られない状況で、加えて緊急治療が必要であり、転院が不可能と判断された場合には、患者およびその家族の意思に沿って輸血以外の治療を継続す

る。ただし、輸血を実施しなければ救命が困難であると判断された場合には、同意が得られなくても輸血を行う。

2) 当事者が18歳以上で意識障害、知的能力障害などにより医療に関する判断能力がない人の場合

(1) 当事者の輸血拒否の意思が判断能力を欠く以前の文書で確認出来る場合

当事者の意思に従い、輸血に代わりうる方法によって最大限の治療努力を行う。

なお、生命の危機が迫っている場合は、輸血を行う事を伝え、治療の開始・継続についてその時点で在院する自己決定権代行者(以下「代諾者」)の決定に従う。

① 代諾者の輸血の同意が得られた場合

代諾者により「輸血同意書（相対的無輸血）」を作成し、輸血以外に患者の生命を救う手段がないと判断したときには輸血を行う。

② 代諾者の同意が得られない場合

転院を勧告する。

③ 早急な治療を要するなどの理由により、転院が不可能と判断した場合

代諾者により「輸血同意書（相対的無輸血）」を作成し、代諾者の意思に沿って輸血以外の治療を継続する。

代諾者が不在の場合は、本人の最終意思確認ができないものとし、次の(2)に準じて対応する。なお、電話、ファックス、電子メールなどによる応答は代諾者の意思確認とはみなさない。

(2) 当事者の文書による輸血拒否の意思表示を確認できない場合

家族あるいはその関係者の希望に関わらず、輸血に代わりうる可能な限りの治療を行うが、輸血以外に生命を救うことができない時は輸血を行う。

2) 当事者が18歳未満、または医療に関する判断能力がないと判断される場合

(1) 当事者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

① 親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合

当事者は「輸血同意書（相対的無輸血）」を提出する。

② 親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合

医療側は、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には輸血を行う。親権者から「輸血同意書（相対的無輸血）」を提出してもらう。

③ 親権者と当事者の両者が輸血拒否する場合

18歳以上に準ずる。

(2)親権者が拒否するが、当事者が15歳未満、または医療に関する判断能力がない場合

① 親権者の双方が拒否する場合

医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば、同意が得られなくても輸血を行う。

親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような場合は、児童相談所に通告し、協議を行う。

② 親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合

親権者の双方の同意を得るよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

輸血同意書・免責証明書のフローチャート

当事者と親権者が輸血同意、拒否の場合に、当センターが行うべき手順のフローチャートを 図1（18歳以上）図2（18歳未満）に示す。

輸血療法とインフォームド・コンセント

- ・血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者またはその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、了解を得るように努めなければならない。

- ・また、輸血による危険性と治療効果との比較考量に際し、輸血療法には一定のリスクを伴うことから、リスクを上回る効果が期待されるかどうかを十分に衡量し、適応を決める。

- ・輸血量は効果が得られる最小限にとどめ、過剰な投与は避ける。

また、他の薬剤の投与によって治療が可能な場合には、輸血は極力避けて臨床症状の改善を図る。

- ・説明と同意（インフォームド・コンセント）は、患者又はその家族が理解できるよう、次の項目を十分説明し、同意を得た上で同意書を作成し、一部は患者に渡し、一部は診療録に添付しておく。

なお、輸血の同意が得られない場合「輸血以外に救命手段がない」事態を除き、基本的に輸血をしてはならない。

- (1) 輸血療法の必要性
- (2) 使用する血液製剤の種類と使用量
- (3) 輸血に伴うリスク
- (4) 副作用・感染症救済制度と給付の条件
- (5) 自己血輸血の選択肢
- (6) 感染症検査と検体保管
- (7) 投与記録の保管と遡及調査時の使用
- (8) その他、輸血療法の注意点

【参考①】エホバの証人が輸血療法を受け入れる可能性

輸血または輸血の代替療法	拒否	可能
全血輸血	×	
血液の主要成分 (Primary component)		
赤血球製剤	×	
血小板製剤	×	
顆粒球輸血	×	
新鮮凍結血漿	×	
血液の分画 fraction		
アルブミン製剤		▲
免疫グロブリン製剤		▲
凝固因子製剤（人由来、遺伝子組み換え）		▲
その他の特定生物由来製剤		▲
G-CSF、EPOなど遺伝子組換え製剤		▲
人工赤血球		▲
自己血輸血等		
貯血式自己血輸血	×	
術中希釈式自己血輸血		▲
術中回収式自己血輸血		▲
人工透析、心臓手術等の対外循環		▲

※「×」：全く受け入れないと考えられるもの。

「▲」：患者各自が良心的に決定するものとされ、受け入れる可能性があるが、人によっては拒否することもあると考えられるもの。

```
graph TD
    A[患者本人] --> B{18歳以上である。}
    B -- いいえ --> C[【図2】フローに移行]
    B -- はい --> D{自己による意思決定能力がある。}
    D -- はい --> E[輸血の実施に関し、  
(本人もしくは代諾者に)  
十分な説明を行い、『同意』がある。]
    D -- いいえ --> F{適切な自己決定権  
代諾者がいる。}
    F -- はい --> E
    F -- いいえ --> G[代替対応(治療等)※1を実施]
    E -- はい --> H[輸血療法を実施]
    E -- いいえ --> G
    I[自己決定能力があった時点での  
『輸血拒否』の意思表示を確認  
できる書面がある。] -- はい --> F
    I -- いいえ --> G
    G --> J[相対的無輸血※2を実施]
    J --> K[輸血以外に救命手段がない場合]
```

患者本人

18歳以上である。

いいえ

【図2】フローに移行

はい

自己による意思決定能力がある。

はい

輸血の実施に関し、
(本人もしくは代諾者に)
十分な説明を行い、『同意』がある。

いいえ

適切な自己決定権
代諾者がいる。

はい

いいえ

自己決定能力があった時点での
『輸血拒否』の意思表示を確認
できる書面がある。

はい

いいえ

代替対応(治療等)※1を実施

相対的無輸血※2を実施

輸血療法を実施

※輸血同意書を取ること

輸血以外に救命手段がない場合

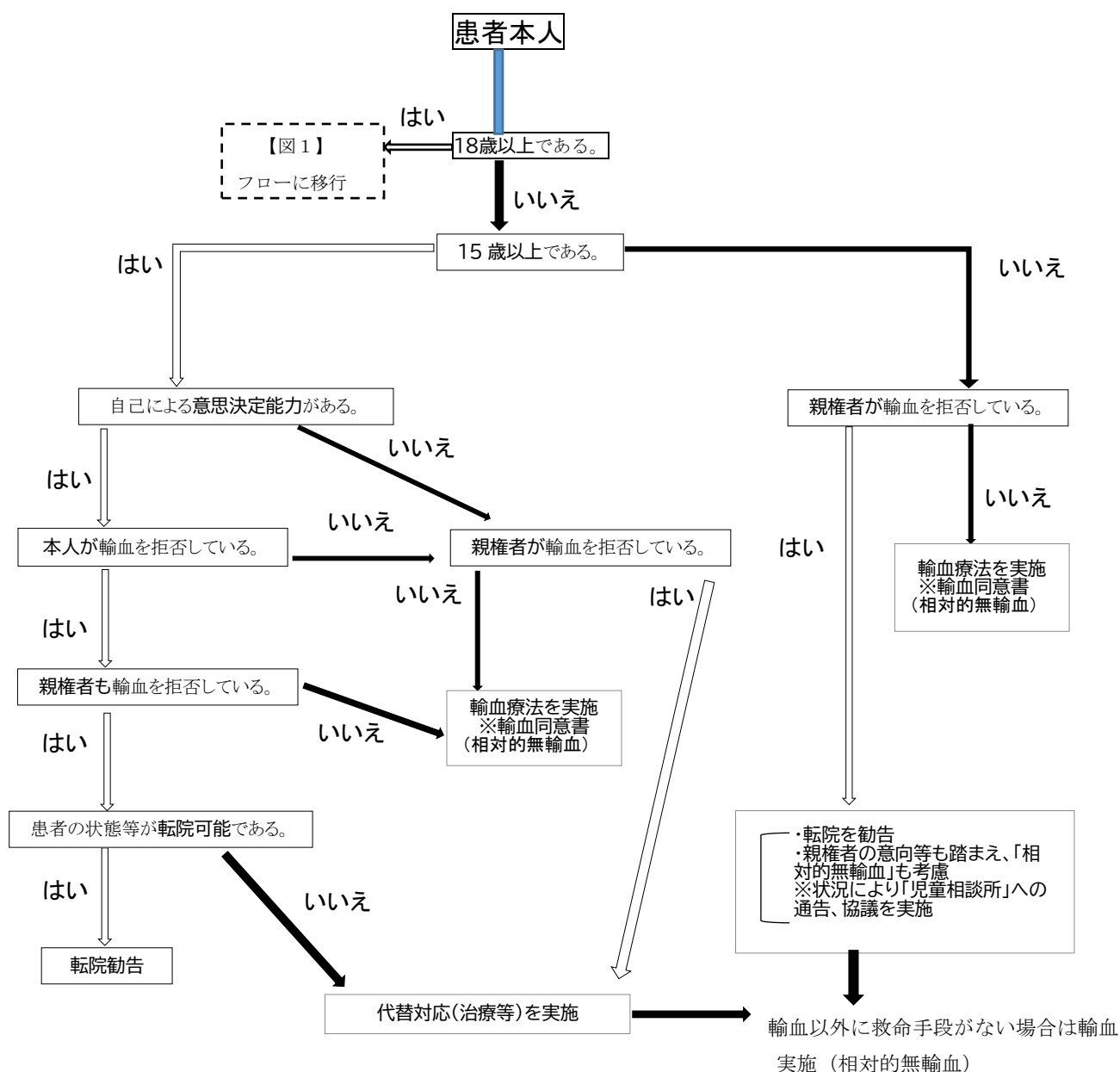
① 輸血に対して同意が得られない場合は、早めに転院を勧告する。

② 輸血に対して同意が得られない状況で、加えて緊急治療が必要であり、転院が不可能と判断された場合には、患者およびその家族の意思に沿って輸血以外の治療を継続する。

エホバの証人医療機関連絡委員会 福島委員会

患者及びその家族の意思を尊重し、可能な限り輸血療法を行わないよう努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合は、同意が得られなくても輸血を行う。

【図2】 未成年者(18歳未満)における輸血同意と拒否に係るフローチャート



⇒ 輸血に対して同意が得られない状況で、加えて緊急治療が必要であり、転院が不可能と判断された場合には、患者およびその家族の意思に沿って輸血以外の治療を継続する。ただし、輸血を実施しなければ救命が困難であると判断された場合には、輸血を行う。

【参考】

「浜児童相談所」 いわき市自由が丘38-15

